

めぐろ歴史資料館 夏の企画展 6/28(火)~9/4(日)



来て・見て・発見！
歴史資料館
～水のある暮らし

用水、川、水車、雨乞いの視点から、人びとの暮らしと水との関わりについて紹介する企画展です。三田用水や水車に関する古文書、雨乞いで使われた道具、目黒川に関する写真パネルなどを展示します。

◆学芸員が展示解説します。希望者は、当日企画展示室へ
日時 7/9・23、8/6・27、9/3の土曜日。いずれも13:30~14:00

めぐろ歴史資料館
〒153-0061中目黒3-6-10
☎3715-3571
開館時間 9:30~17:00
休館日 月曜日
(7/18は開館し、翌日が休館)



目黒川での
友禪染め
(昭和35年)

夏休みワークショップ 土器や勾玉(まがたま)作りに挑戦しよう！

1 粘土をこねて縄文土器を作ってみよう			2 石を削って勾玉を作ってみよう		
日時	対象	定員	日時	対象	定員
① 7/28(木) 10:00~11:30	小学4年 ~中学生	20人程度 (抽選)	⑥ 8/11(祝) 10:00~11:30	小学 1~3年生 と保護者	10組程度 (抽選)
② 7/29(金) 10:00~11:30			⑦ 8/11(祝) 14:00~15:30		
③ 7/29(金) 14:00~15:30	小学 1~3年生 と保護者	10組程度 (抽選)	⑧ 8/13(土) 10:00~11:30	小学4年 ~中学生	20人程度 (抽選)
④ 7/30(土) 10:00~11:30			⑨ 8/13(土) 14:00~15:30		
⑤ 7/30(土) 14:00~15:30			⑩ 8/12(金) 10:00~11:30		

講座名・日時など 上表のとおり 費用 材料費200円、保険料50円
申し込み方法 往復ハガキに、希望講座名①または②と希望日時①~⑩の
いずれか、住所、氏名(ふりがな)、電話、年齢、学校名・学年、小学1~
3年生は保護者名を書いて、7/5(必着)までに、めぐろ歴史資料館へ

語ろう人権 家庭で地域で



みんなで守りましょう
～子どもの人権

すべての子どもたちは、差別や虐待などから守られ、健やかに成長する権利をもっています。十分な教育を受けながら、自分らしく生きていけるように育てられなければなりません。

しかし、子どもの人権は大人よりも侵害されやすく、子どもを巡る貧困や虐待が問題になっています。そのような虐待の原因の一つとして、経済的要因があると考えられており、区では支援を行っています。また、虐待を未然に防ぐためには、周囲の大人が子どもの異変に早く気付いてあげることも大切です。

このほか、子どもに大きな不安を与え、その後の生活にもさまざまな影響を及ぼすこととして、親の離婚があります。離婚後の生活において、子どもの利益を最も優先する取り決めが行われるよう、民法が改正されました。具体的には、離婚後も離れて暮らす親と子が適切な面会交流を行うことや、相当額の養育費が継続して支払われることなどで、平成24年4月から実施されています。

さらに、離婚における子どもの

問題は、国内だけにとどまりません。一方的に親が子どもを、不法に海外へ連れ去るなどの事例も起こっています。日本では、これらの問題の対応として、ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)を締結しました。この条約は原則として、16歳未満の子どもを元の居住国に迅速に返還するための国際協力の仕組みや、国境を越えた親子の面会交流を実現するための協力を定めたものです。

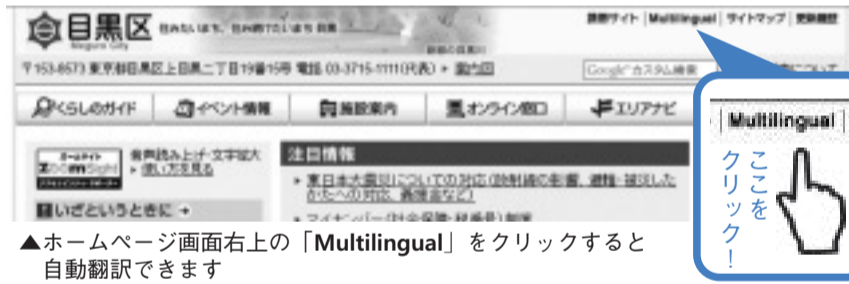
親の離婚によって子どもの生活は、それまでとは大きく変化することになります。たとえ親が離婚しても、どちらの親からも愛されていると感じられることは、子どもの成長にとって、大変重要なことです。

子どもの健やかな成長のためには、子どもの幸せを願いながら、家庭はもちろん、地域においても温かく見守っていくことが求められています。区では、区民の皆さんとともに、子どもの人権を守る取り組みを、これからも進めていきます。

区人権政策課 (☎5722-9214)

多言語広報の
取り組みを進めています

区広報課報道・情報公開係
(☎5722-9621)



▲ホームページ画面右上の「Multilingual」をクリックすると自動翻訳できます

◆めぐろ区報は5言語に対応した電子書籍版を配信

めぐろ区報は、日本語に加え英語・中国語(簡体・繁体)・ハングル表記で自動翻訳した電子書籍版を配信しています。アプリケーションの入手方法など、詳細はホームページをご覧ください。

◆区公式ホームページは18言語でご覧いただけます

ホームページでは、これまで日本語のほか、英語・中国語(簡体・繁体)・ハングル表記のページを掲載していましたが、4月よりタガログ語・フランス語・インドネシア語など18言語の自動翻訳を開始しました(左図)。

*自動翻訳は、プログラムを利用して機械的に行うため、内容が正確であるとは限りません。翻訳文によっては、本来の意味から外れる場合がありますが、順次改善していきます。ご理解のうえ、ご利用ください。

マイナンバー
(個人番号)カードを
利用して

コンビニエンスストアで
証明書を取得できます



コンビニエンスストアに設置されている端末機(マルチコピー機)を使って、住民票の写し、印鑑登録・戸籍などの証明書を取得できるサービス(コンビニ交付)を利用できるようになりました。

区戸籍住民課住民記録係 (☎5722-9884)

◆取得できる証明書・手数料

手数料は窓口発行に比べて、
1通当たり100円安くなります

取得できる証明書	手数料(1通)
住民票の写し(目黒区に住民登録のある本人・同一世帯のかたの現住所と前住所記載のもの。本籍・続柄の記載も可)	200円
印鑑登録証明書(目黒区で印鑑登録している本人)	
戸籍(全部・個人)事項証明書	350円
戸籍の附票の写し(全部・一部)	200円

◆利用できる店舗

マルチコピー機が設置されている、全国のセブン-イレブン、ローソン(ローソンストア100を除く)、サークルKサンクス、ファミリーマート

◆利用時間 6:30~23:00(12/29~29年1/3、保守点検日を除く)

コンビニ交付を利用するには、
マイナンバー(個人番号)カードが必要です

マイナンバー(個人番号)カードは申請により取得できます。申請方法など詳細は「マイナンバーカード総合サイト」をご覧ください。か、「マイナンバー総合フリーダイヤル」にお問い合わせください。
*申し込みが集中しているため、マイナンバー(個人番号)カードの発行には時間がかかります

〈マイナンバーカード総合サイト〉
URL <https://www.kojinbango-card.go.jp/>
〈マイナンバー総合フリーダイヤル〉
☎0120-95-0178
受付時間 9:30~20:00
(土・日曜日、祝日は17:30まで)



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



ご注意ください

- ①通知カード・住民基本台帳カードでは、コンビニ交付を利用できません
- ②コンビニ交付が利用できるのは、マイナンバー(個人番号)カード所有者本人のみです(15歳未満は利用不可)
- ③コンビニ交付を利用して取得した証明書の交換や返金はできません
- ④証明書に最新の届け出内容が反映されるまで、日数がかかる場合があります